

市議会のほなし

一宮市議会事務局

も < じ

市議会の役割

市政と市議会 1

市議会のしくみ

市議会議員 2
議長と副議長 2
会 派 2
議会事務局 2

市議会の運営

定例会・臨時会 2
本 会 議 2
委 員 会 3
定例会のながれ 3
常任委員会 4
議会運営委員会 4
特別委員会 4
本会議活動状況 4
委員会活動状況 5

皆さんと市議会

請願・陳情 7
傍 聴 7
会議録の閲覧 7

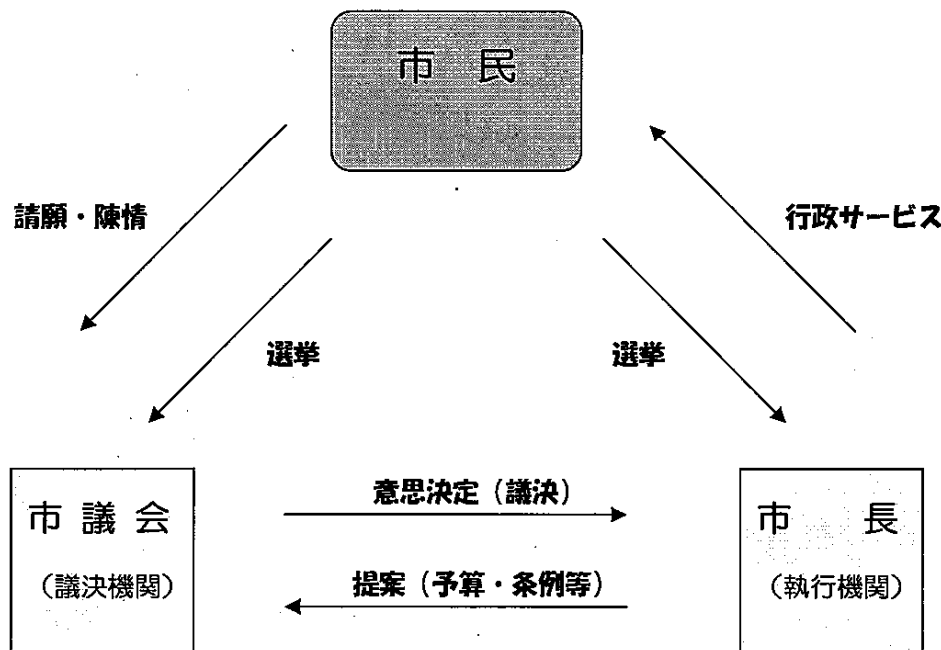
市 議 会 の 役 割

市政と市議会

私たちが住んでいる一宮市をよりよいまちにするためには、市民の皆さん全員で意見を出し合い、皆さんの力で良好なまちづくりを実現していくことが大切です。しかし、現実には市民の皆さん全員が集まり、協議をすることはできません。そこで、選挙をして代表者を選び、その代表者に市政の運営をゆだねています。この代表者が市議会議員と市長です。

選挙で選ばれた市議会議員により構成される議会は、市民の皆さんの意思が市政に反映されるよう、市が行ういろいろな施策について審議をし、意思決定をします。市長は議会の意思を尊重し、一宮市がよりよいまちとなるように施策を実施していきます。

市議会と市長が対等の立場でお互いに関与しあうことにより、市民福祉の一層の向上と発展をめざした活力ある市政が運営されます。



市議会のしくみ

市議会議員

市議会議員は4年ごとに市民の皆さんの選挙によって選ばれます。市内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある方であれば、どなたでも立候補できます。市議会議員の人数は人口により法律（地方自治法）で上限数が決められていますが、市の財政状況や議会の実態等に応じ、条例によりこの数を減らすことができます。

一宮市は地方自治法上46人が法定上限数ですが、現員数は44人となっています。また、次回執行の選挙より、議員定数は40人になります。

議長と副議長

議長は市議会の代表者として活動するほか、本会議の取り回しや市議会に関する事務の処理などをします。議長が病気や出張などにより不在のときは、副議長が議長の代理を務めます。

議長と副議長は議員の中から選挙で選ばれます。任期は申し合わせにより1年となっています。

会派

市議会議員はそれぞれ個人で議員活動を行うとともに、同じ主義主張を持った議員どうしで集まり、会派を結成して活動しています。

議会事務局

市議会に関する事務をスムーズに処理するため、議会事務局が設置されています。

議会事務局では本会議や委員会の運営の補助、会議録の作成、議会活動に必要な調査や資料の収集など市議会運営に関する事務を行っています。

市議会の運営

定例会・臨時会

市議会には定期的に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。一宮市の定例会は3月、6月、9月、12月の年4回開催されます。

本会議

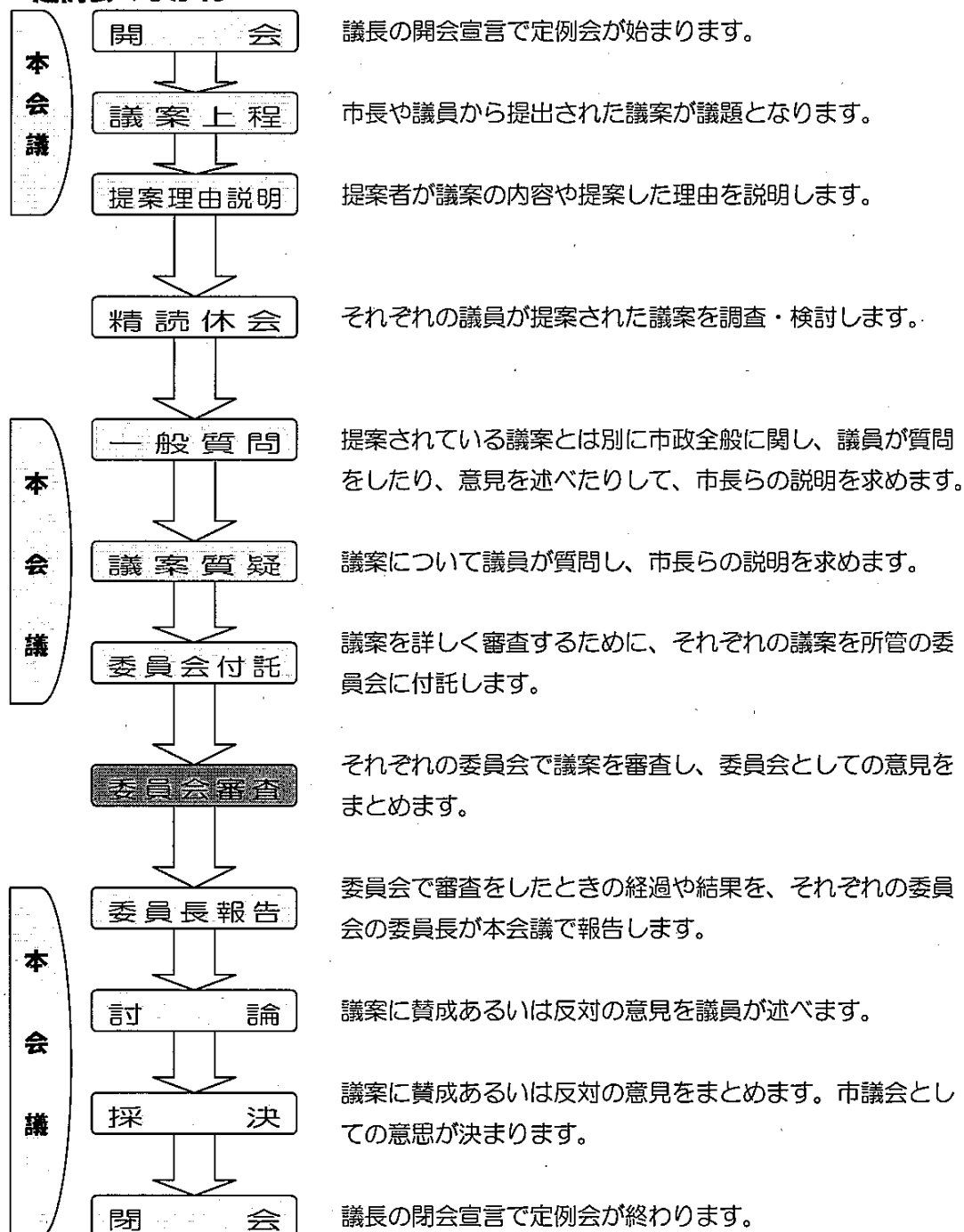
議員全員が出席して行われる会議が本会議です。提出された予算や条例などの議案について、市議会としての最終的な意思を決定します。

委 員 会

市議会で取り扱う案件は幅広い分野にわたっており、たいへん複雑です。そこで、効率的、専門的に審査するために委員会が設置されています。

委員会には常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。

定例会のながれ



常任委員会
市の組織を大きく分けた部門ごとに、常に設置されている委員会です。一宮市議会では企画総務委員会、福祉健康委員会、教育次世代委員会、建設水道委員会、経済環境委員会
の5つの常任委員会があります。

議会運営委員会

議会の運営方法や議会関係の条例や規則などについて協議する委員会です。

特別委員会

特定の案件や重要な問題を調査研究するため、必要に応じて設置される委員会です。現在、一宮市議会においては中心市街地活性化特別委員会が設置されています。

本会議活動状況（平成19年）

区 分	会 期	質問者数（人）		傍聴者数（人）
		一般質問	議案質疑	
3月定例会	2月26日～3月28日	25	6	194
第1回臨時会	5月15日	—	—	1
6月定例会	6月1日～6月26日	15	3	187
9月定例会	9月3日～9月26日	21	5	224
12月定例会	12月3日～12月25日	21	3	190
計		82	17	796

委員会活動状況（平成19年）

①平成19年1月～4月

常任委員会・議会運営委員会

区 分		開 催 日 数 （ 日 ）		
		開会中	閉会中	計
常 任	企 画 総 務 委 員 会	1	0	1
	厚 生 委 員 会	1	0	1
	環 境 委 員 会	1	0	1
	経 済 委 員 会	1	0	1
	建 設 委 員 会	1	0	1
	消 防 水 道 委 員 会	1	0	1
	文 教 委 員 会	1	0	1
議 会 運 営 委 員 会		3	1	4
計		10	1	11

特別委員会

区 分		開 催 日 数 （ 日 ）		
		開会中	閉会中	計
中 心 市 街 地 活 性 化 特 別 委 員 会		0	1	1
計		0	1	1

②平成19年5月～12月
常任委員会・議会運営委員会

区		分		開催日数（日）	
常任	企画総務委員会	4	1	開会中	計
	福祉健康委員会	4	1	開会中	計
	教育次世代委員会	4	1	開会中	計
	建設水道委員会	4	1	開会中	計
	経済環境委員会	4	1	開会中	計
	議会運営委員会	10	3	開会中	計
計		30	8	開会中	計

特別委員会

区		分		開催日数（日）	
中心市街地活性化特別委員会	一宮市総合計画審査特別委員会	計	開会中	開会中	計
			1	1	2
			1	0	1
			2	1	3

皆さんと市議会

請願・陳情

市政について意見や要望があるときには、どなたでも請願書や陳情書を市議会に提出して市政に反映させることができます。請願や陳情の内容は、一宮市の市政全般から一宮市の公益に関することすべてが対象となります。なお、請願をするには内容に賛同する市議会議員の紹介が必要ですが、陳情は必要ありません。

市議会へ提出された請願は所管の委員会で調査・検討をし、本会議でその内容が妥当であると認められるものを採択します。採択されたかどうかは請願者又はその代表者に通知します。採択された請願は市議会の意見をつけて市長らの関係者に送り、その請願に対しどう対応したのか報告を求めます。

市議会へ提出された陳情は所管の常任委員会で調査・検討をします。委員会で審査した結果は陳情者またはその代表者に通知しています。

傍 聴

市議会の本会議は公開されており、どなたでも傍聴できます。傍聴される方は一般傍聴席で傍聴人受付票に住所、氏名（団体の場合はその名称、代表者名、傍聴される方の人数）を記入してください。傍聴される際には、帽子、コート、マフラーなどの着用、飲食や喫煙、議場内の発言に対して賛否を表明したり、議事の妨害になるようなことはご遠慮ください。

なお、常任委員会の傍聴を希望する方は、当日午前9時10分までに申請が必要です（3人まで、3人を超える場合は抽選になります）。

会議録の閲覧

本会議で発言された内容をすべて記録したものが会議録です。会議録は各定例会、臨時会ごとに1冊の本に編集されており、図書館や市民課ロビー、各出張所、各公民館等で自由にご覧いただくことができます。また、一宮市ホームページにも掲載しています。

一宮市議会議務局

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL 28-9139 (議事調査課直通) FAX 73-9130